

資料提供(投げ込み) 令和5年5月26日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
市民部市民課 (電話059-229-3144)	市民課長 三浦 弘充

## コンビニ交付サービスの一時利用停止について

マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機(キオスク機)で、住民票等を取得できるコンビニ交付サービスにおいて、他市にて他人の証明書が誤交付される事案が発生しました。本市で導入しているコンビニ交付システムについては、誤交付を起こした他市のシステムとは異なる仕組みではあるものの、富士通株式会社からの依頼を受けて、安全性を確認するため本市においても実際のシステム利用環境下での点検を行うこととなりました。

つきましては、下記の点検日において、コンビニ交付サービスの利用を停止することから、コンビニ等において津市が発行する住民票等の証明書の交付を受けることができなくなるため、お知らせします。

なお、今回のサービス停止は、全国のサービス提供コンビニ等において津市が発行する住民票等の証明書の交付を停止するものであり、津市内のコンビニ等で発行可能なすべての自治体の証明書の交付が停止されるものではありません。

## 記

### 1 サービス停止期間

令和5年5月29日(月)(終日)